## 商品概要説明書

マイカーローン(三菱UF Jニコス保証型)

(令和6年4月1日現在)

<b>去</b> 口 5	ーノカー・ > / 「芋IFI-->/旧弐平川
商品名	マイカーローン(三菱UFJニコス保証型)
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳
	未満の方。
	○継続して安定した収入のある方。ただし、新卒内定者で、入社月の6か月前以
	降に借入申込みいただく場合を除く。
	○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金(借入申込日から過去3か月以
	内にお支払済みの資金を含む。)が対象です。ただし、営業用自動車、個人間
	売買に伴う資金は除きます。
	なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代)については資
	金使途に含めることができるものとします。
	①自動車・バイク・除雪機(いずれも中古を含む。)のご購入資金およびご購
次人は公	入に付帯する諸費用。
資金使途	②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。
	③運転免許の取得のためのご資金。
	④カー用品(カーナビ等)のご購入資金。
	⑤車庫建設のためのご資金。
	⑥他金融機関・信販会社等自動車ローンの借換資金(残価設定型クレジット含
	む。)。
	○農業従事者に限り、軽トラックを資金使途に含めることができます。
	○10 万円以上 1,000 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入金額	ただし、貸付時年齢が満 20 歳未満または満 71 歳以上の場合については、200
	万円を上限とし、満 20 歳以上の新卒内定者の場合については、300 万円を上限
	とします。
借入期間	○据置期間を含め6か月以上15年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者
	のみを対象とし、初回ご融資日からご融資対象者の入社前月末日までの範囲内
	とします(最大6か月)。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【変動金利型】
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプライ
	ムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より
	適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	○お借入利率には、年 0.79%または 1.35%の保証料を含みます。

	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの ください。	融資窓口へお問	い合わせ
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただり	え年2回の特定	月に増額
担保	○不要です。		
保証人	○当 J Aが指定する保証機関(三菱UF Jニコス株式会 だきますので、原則として保証人は不要です。	社)の保証をご	    利用いた
団体信用生命共済 (保険)	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済(保険)だけます。 なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類に載の加算利率分高くなります。  □体信用生命共済(保険)名 団体信用生命共済(特約なし) 長期継続入院特約付団体信用生命共済 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 がん保障特約付団体信用生命保険		
	団体信用生命保険(ワイド)	年0.5%	
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.3%		
手数料	<ul><li>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰務手数料は不要です。</li><li>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更数料は無料です。</li></ul>		
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支店(所)または金融部(電話:025-757-1572)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。新潟県弁護士会(電話:025-222-5533) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会		

	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士
	   会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様
	の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もありま
	す。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等
	により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませ
	ん。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せくだ
	さい。」
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の
	審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合
	もございますので、あらかじめご了承ください。
	○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。
	なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、別途、所定の電子契約サ
	ービス手数料(消費税等含む。)が必要です。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い
	合わせください。

J A魚沼